



背景・目的

帰還困難区域における捕獲対策

住民避難により狩猟や有害鳥獣捕獲が困難なため平成25年度から捕獲を実施

- 捕獲強化への更なる住民の要望
- 避難12市町村鳥獣被害対策会議に参画して、避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施



- 帰還困難区域内がイノシシの生息適地とならないよう、これまで被害があり、対策の要望があった市街地での捕獲だけではなく、河川敷や農地等も含め、帰還困難区域内の生息数の減少に向けて、捕獲の強化に取り組み、30年度は捕獲対策を3倍増させて、より一層強化させる。



捕獲対策



一時埋設イノシシ等の処理



焼却処理

	H25	H26	H27	H28
はこわな数	24基	40基	56基	61基
わなを設置したのべ日数	1,783日	6,405日	9,881日	14,644日
捕獲数	204頭	381頭	286頭	588頭

※わなは、土地所有者の了解、イノシシの生息動向を踏まえて設置。

事業目的・概要等

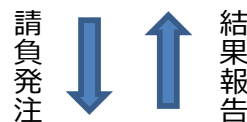
事業概要

被害の軽減を図るため

- ・ 捕獲等の実施
- ・ 一時埋設イノシシ等の処理
- ・ 生息動向調査

事業スキーム

環境省（施策の検討）

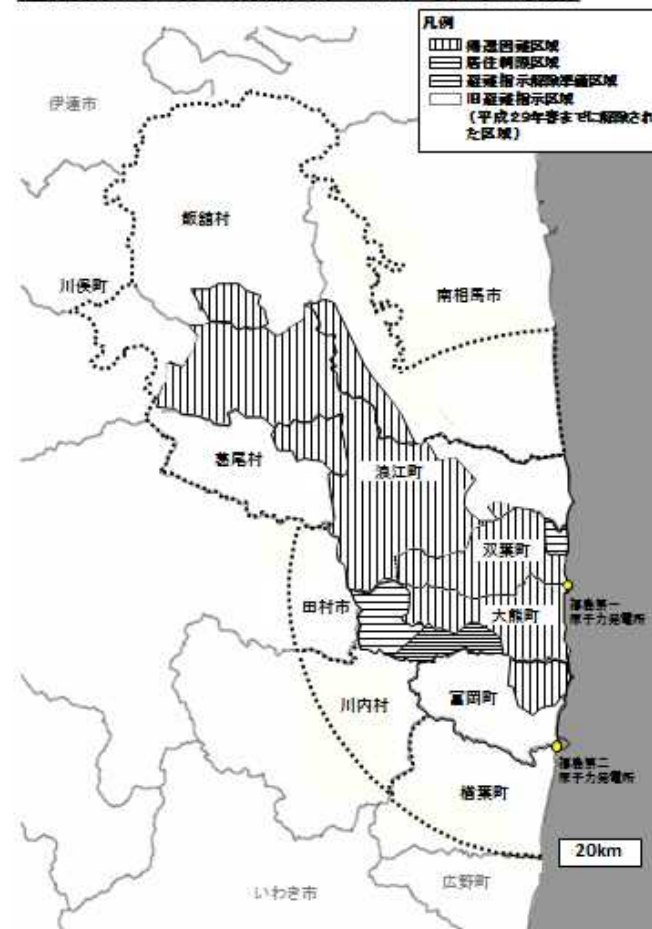


請負事業者
（捕獲等の実施）

期待される効果

- ・ 区域内の鳥獣被害の軽減防止
- ・ 避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進

避難指示区域の概念図(2017年4月1日時点)



H30年度は、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の帰還困難区域で実施。